

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
	全編	全編	
	機構改変による部課名変更 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>市民協働部</u> ・<u>福祉こども部</u> ・<u>健康推進部</u> ・<u>資産活用課</u> ・<u>防災課</u> ・<u>開発推進係</u> ・<u>経営企画課</u> ・<u>こども課</u> 	機構改変による部課名変更 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>企画財政部</u> ・市民協働部→<u>市民生活部</u> ・福祉こども部 → <u>福祉部</u> ・健康推進部 → <u>こども健康部</u> ・資産活用課→<u>財政課</u> ・防災課→<u>危機管理課</u> ・開発推進係→<u>施設マネジメント係</u> ・経営企画課→<u>企画政策課</u> ・こども課→<u>保育課※一部のみ</u> 	
	第1編 総則	第1編 総則	
	第2章 本県の特質と災害要因	第2章 本県の特質と災害要因	
	第2節 本県における既往の地震とその被害	第2節 本県における既往の地震とその被害	
4	(略) 1 海溝型地震 表中 地震名 安政 <u>(追記)</u> 地震	(略) 1 海溝型地震 表中 地震名 安政 <u>東海</u> 地震	表記の整理
	第4章 基本理念及び重点を置くべき事項	第4章 基本理念及び重点を置くべき事項	
	第1節 防災の基本理念	第1節 防災の基本理念	
11	(略) 南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は <u>70%～80%</u> 程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。	(略) 南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は <u>(削除) 80%</u> 程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。	時点修正
	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	
18	3 指定地方行政機関 (略) 中部地方整備局 (略) (2) 初動対応 ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 イ 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのア	3 指定地方行政機関 (略) 中部地方整備局 (略) (2) 初動対応 ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。 イ 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのア	

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2026年2月修正）	備考																							
	クセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧 <u>(追記)</u> その他災害応急対策に対する支援を行う。	クセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧 <u>給水支援</u> その他災害応急対策に対する支援を行う。	表記の整理																							
	第2編 災害予防	第2編 災害予防																								
	第1章 防災協働社会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進																								
24	主な機関の措置	主な機関の措置	防災基本計画修正を踏まえた修正																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 防災協働社会の形成 推進</td><td>防災課</td><td> 1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取組み 1(3) 産官学民連携による取組み 2 愛知県地震防災推進条例に基づく推進 3 市民の基本的責務 3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 </td></tr> <tr> <td>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</td><td>防災課、地域協働課、社会福祉協議会 日本赤十字社</td><td> <u>(追記)</u> 1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 1(3) 連携体制の確保 1(4) 防災関係団体ネットワーク化 1(5) 災害ボランティアセンター 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進 </td></tr> <tr> <td>第3節 企業防災の促進</td><td>全庁</td><td> 1(1) 事業継続計画の策定・運用 1(2) 顧客及び従業員等の生命の安全確保 1(3) 二次災害の防止 1(4) 緊急地震速報受信装置等の活用 1(5) 地域との共生と貢献 2(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進 2(2) 相談体制等の整備 2(3) 応急復旧体制の検討 <u>(追記)</u> </td></tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 防災協働社会の形成 推進	防災課	1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取組み 1(3) 産官学民連携による取組み 2 愛知県地震防災推進条例に基づく推進 3 市民の基本的責務 3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	防災課、地域協働課、社会福祉協議会 日本赤十字社	<u>(追記)</u> 1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 1(3) 連携体制の確保 1(4) 防災関係団体ネットワーク化 1(5) 災害ボランティアセンター 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進	第3節 企業防災の促進	全庁	1(1) 事業継続計画の策定・運用 1(2) 顧客及び従業員等の生命の安全確保 1(3) 二次災害の防止 1(4) 緊急地震速報受信装置等の活用 1(5) 地域との共生と貢献 2(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進 2(2) 相談体制等の整備 2(3) 応急復旧体制の検討 <u>(追記)</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 防災協働社会の形成 推進</td><td>危機管理課</td><td> 1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取組み 1(3) 産官学民連携による取組み 2 愛知県地震防災推進条例に基づく推進 3 市民の基本的責務 3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 </td></tr> <tr> <td>第2節 消防団、自主防災組織の育成強化・ボランティアとの連携</td><td>危機管理課、地域協働課、社会福祉協議会 日本赤十字社</td><td> 1(1) 消防団の充実強化 1(2) 自主防災組織の推進 1(3) 防災ボランティア活動の支援 1(4) 連携体制の確保 1(5) 防災関係団体ネットワーク化 1(6) 災害ボランティアセンター 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進 </td></tr> <tr> <td>第3節 企業防災の促進</td><td>全庁</td><td> 1(1) 事業継続計画の策定・運用 1(2) 顧客及び従業員等の生命の安全確保 1(3) 二次災害の防止 1(4) 緊急地震速報受信装置等の活用 1(5) 地域との共生と貢献 2(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進 2(2) 相談体制等の整備 2(3) 応急復旧体制の検討 3 防災気象情報の活用についての助言や普及啓発 </td></tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 防災協働社会の形成 推進	危機管理課	1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取組み 1(3) 産官学民連携による取組み 2 愛知県地震防災推進条例に基づく推進 3 市民の基本的責務 3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	第2節 消防団、自主防災組織の育成強化・ボランティアとの連携	危機管理課、地域協働課、社会福祉協議会 日本赤十字社	1(1) 消防団の充実強化 1(2) 自主防災組織の推進 1(3) 防災ボランティア活動の支援 1(4) 連携体制の確保 1(5) 防災関係団体ネットワーク化 1(6) 災害ボランティアセンター 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進	第3節 企業防災の促進	全庁	1(1) 事業継続計画の策定・運用 1(2) 顧客及び従業員等の生命の安全確保 1(3) 二次災害の防止 1(4) 緊急地震速報受信装置等の活用 1(5) 地域との共生と貢献 2(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進 2(2) 相談体制等の整備 2(3) 応急復旧体制の検討 3 防災気象情報の活用についての助言や普及啓発
区分	機関名	主な措置																								
第1節 防災協働社会の形成 推進	防災課	1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取組み 1(3) 産官学民連携による取組み 2 愛知県地震防災推進条例に基づく推進 3 市民の基本的責務 3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進																								
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	防災課、地域協働課、社会福祉協議会 日本赤十字社	<u>(追記)</u> 1(1) 自主防災組織の推進 1(2) 防災ボランティア活動の支援 1(3) 連携体制の確保 1(4) 防災関係団体ネットワーク化 1(5) 災害ボランティアセンター 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進																								
第3節 企業防災の促進	全庁	1(1) 事業継続計画の策定・運用 1(2) 顧客及び従業員等の生命の安全確保 1(3) 二次災害の防止 1(4) 緊急地震速報受信装置等の活用 1(5) 地域との共生と貢献 2(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進 2(2) 相談体制等の整備 2(3) 応急復旧体制の検討 <u>(追記)</u>																								
区分	機関名	主な措置																								
第1節 防災協働社会の形成 推進	危機管理課	1(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 1(2) 災害被害の軽減に向けた取組み 1(3) 産官学民連携による取組み 2 愛知県地震防災推進条例に基づく推進 3 市民の基本的責務 3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進																								
第2節 消防団、自主防災組織の育成強化・ボランティアとの連携	危機管理課、地域協働課、社会福祉協議会 日本赤十字社	1(1) 消防団の充実強化 1(2) 自主防災組織の推進 1(3) 防災ボランティア活動の支援 1(4) 連携体制の確保 1(5) 防災関係団体ネットワーク化 1(6) 災害ボランティアセンター 2 自主防災会における措置 3 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 4 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進																								
第3節 企業防災の促進	全庁	1(1) 事業継続計画の策定・運用 1(2) 顧客及び従業員等の生命の安全確保 1(3) 二次災害の防止 1(4) 緊急地震速報受信装置等の活用 1(5) 地域との共生と貢献 2(1) 事業継続計画（BCP）等の策定促進 2(2) 相談体制等の整備 2(3) 応急復旧体制の検討 3 防災気象情報の活用についての助言や普及啓発																								
	第2節 <u>(追記)</u> 自主防災組織 <u>(追記)</u> ・ボランティアとの連携	第2節 消防団、自主防災組織の育成強化・ボランティアとの連携																								
26	1 県（防災安全局、関係局）及び市町村における措置 <u>(追記)</u> <p>(1) 自主防災組織の推進 (略) (2) 防災ボランティア活動の支援</p>	1 県（防災安全局、関係局）及び市町村における措置 (1) 消防団の充実強化 <p><u>市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) 自主防災組織の推進 (略) (3) 防災ボランティア活動の支援</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正																							

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
27	<p>(略)</p> <p><u>(3) 連携体制の確保</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(4) 防災関係団体ネットワーク化</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(5) 防災ボランティアセンター</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><u>(4) 連携体制の確保</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(5) 防災関係団体ネットワーク化</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(6) 防災ボランティアセンター</u></p> <p>(略)</p>	
	第3節 企業防災の促進	第3節 企業防災の促進	
31	<p>2 市及び商工会議所等における措置</p> <p>(略)</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>2 市及び商工会議所等における措置</p> <p>(略)</p> <p>3 名古屋地方気象台における措置</p> <p>名古屋地方気象台は、公共機関等に対し、防災体制の整備や事業継続計画の策定等を支援するため、防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を行うものとする。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	第2章 建築物等の安全化	第2章 建築物等の安全化	
	第1節 建築物の耐震推進	第1節 建築物の耐震推進	
34	<p>4 一般建築物の耐震性の向上促進及び減災の推進</p> <p>(1) <u>民間住宅の耐震診断・耐震改修等促進</u> (略)</p> <p>(2) <u>民間住宅の減災化施策の促進</u> (略)</p>	<p>4 民間住宅・建築物の耐震化・減災化の促進</p> <p>(1) <u>住宅の耐震化の促進</u> (略)</p> <p>(2) <u>住宅の減災化の促進</u> (略)</p>	表記の整理
35	<p>(5) <u>一般建築物の耐震診断・耐震改修等の促進</u> (略)</p>	<p>(5) <u>建築物の耐震化の促進</u> (略)</p>	
	第2節 交通関係施設等の整備	第2節 交通関係施設等の整備	
37	<p>(略)</p> <p>2 道路施設</p> <p>(略)</p> <p>(5) 応急復旧作業のための事前措置 (略)</p> <p>ア 道路啓開計画の検討・共有 津波等による甚大な被害が想定される沿岸部での救援・救護活動、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、道路管理者等が連携して策定した「<u>早期復旧支援ルート確保手順（中部版くしの歯作戦）</u>」について、より具体的な実施方策等の検討を行うとともに、関係機関との情報共有を図る。</p>	<p>(略)</p> <p>2 道路施設</p> <p>(略)</p> <p>(5) 応急復旧作業のための事前措置 (略)</p> <p>ア 道路啓開計画の検討・共有 津波等による甚大な被害が想定される沿岸部での救援・救護活動、緊急物資の輸送等を迅速に行うため、道路管理者等が連携して策定した「<u>愛知県道路啓開計画（南海トラフ巨大地震）</u>」について、より具体的な実施方策等の検討を行うとともに、関係機関との情報共有を図る。</p>	表記の整理

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2026年2月修正）	備考																																				
	第3節 ライフライン関係施設等の整備	第3節 ライフライン関係施設等の整備																																					
43	<p>(略)</p> <p>6 通信施設</p> <p>(1) 電気通信 <u>(追記)</u></p>	<p>(略)</p> <p>6 通信施設</p> <p>(1) 電気通信</p> <p><u>電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。</u></p>	防災基本計画修正を踏まえた修正																																				
	第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備																																					
48	<p>4 単独事業</p> <p>(2) その他事業</p> <p>力 排水機場の耐震補強整備</p> <p>表中 整備計画年度</p> <p>雨池ポンプ場 <u>(追記)</u></p>	<p>4 単独事業</p> <p>(2) その他事業</p> <p>力 排水機場の耐震補強整備</p> <p>表中 整備計画年度</p> <p>雨池ポンプ場 <u>完工</u></p>																																					
	第4章 液状化対策・土砂災害等の予防	第4章 液状化対策・土砂災害等の予防																																					
54	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 土地利用の適正誘導</td> <td>都市計画課 建築課</td> <td>1 市における措置</td> </tr> <tr> <td>第2節 液状化対策の推進</td> <td>防災課、土木港湾課、建築課</td> <td>1(1) 液状化危険度の周知 1(2) 建築物における対策工法の普及</td> </tr> <tr> <td>第3節 宅地造成の規制誘導</td> <td>都市計画課、建築課</td> <td>1(1) 宅地危険箇所の防災パトロール 1(2) 宅地危険箇所の耐震化</td> </tr> <tr> <td>第4節 土砂災害の防止</td> <td>防災課、土木港湾課、高齢介護課、福祉課、こども課、学校教育課、健康課</td> <td>1(1) 土砂災害警戒区域等に関する措置 1(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 1(3) ハザードマップの作成及び周知 1(4) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成</td> </tr> <tr> <td>第5節 被災宅地危険度判定の体制整備</td> <td>建築課</td> <td>1(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録 1(2) 相互支援体制の整備</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 土地利用の適正誘導	都市計画課 建築課	1 市における措置	第2節 液状化対策の推進	防災課、土木港湾課、建築課	1(1) 液状化危険度の周知 1(2) 建築物における対策工法の普及	第3節 宅地造成の規制誘導	都市計画課、建築課	1(1) 宅地危険箇所の防災パトロール 1(2) 宅地危険箇所の耐震化	第4節 土砂災害の防止	防災課、土木港湾課、高齢介護課、福祉課、こども課、学校教育課、健康課	1(1) 土砂災害警戒区域等に関する措置 1(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 1(3) ハザードマップの作成及び周知 1(4) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成	第5節 被災宅地危険度判定の体制整備	建築課	1(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録 1(2) 相互支援体制の整備	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 土地利用の適正誘導</td> <td>都市計画課 建築課</td> <td>1 市における措置</td> </tr> <tr> <td>第2節 液状化対策の推進</td> <td>防災課危機管理課、土木港湾課、建築課</td> <td>1(1) 液状化危険度の周知 1(2) 建築物における対策工法の普及</td> </tr> <tr> <td>第3節 宅地造成等の規制誘導</td> <td>都市計画課、建築課</td> <td>1(1) 宅地造成等工事の許可等 1(2) 宅地危険箇所の防災パトロール 1(3) 宅地危険箇所の耐震化</td> </tr> <tr> <td>第4節 土砂災害の防止</td> <td>防災課危機管理課、土木港湾課、高齢介護課、福祉課、こども保育課、学校教育課、健康課</td> <td>1(1) 土砂災害警戒区域等に関する措置 1(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 1(3) ハザードマップの作成及び周知 1(4) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成</td> </tr> <tr> <td>第5節 被災宅地危険度判定の体制整備</td> <td>建築課</td> <td>1(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録 1(2) 相互支援体制の整備</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 土地利用の適正誘導	都市計画課 建築課	1 市における措置	第2節 液状化対策の推進	防災課危機管理課、土木港湾課、建築課	1(1) 液状化危険度の周知 1(2) 建築物における対策工法の普及	第3節 宅地造成等の規制誘導	都市計画課、建築課	1(1) 宅地造成等工事の許可等 1(2) 宅地危険箇所の防災パトロール 1(3) 宅地危険箇所の耐震化	第4節 土砂災害の防止	防災課危機管理課、土木港湾課、高齢介護課、福祉課、こども保育課、学校教育課、健康課	1(1) 土砂災害警戒区域等に関する措置 1(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 1(3) ハザードマップの作成及び周知 1(4) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成	第5節 被災宅地危険度判定の体制整備	建築課	1(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録 1(2) 相互支援体制の整備	
区分	機関名	主な措置																																					
第1節 土地利用の適正誘導	都市計画課 建築課	1 市における措置																																					
第2節 液状化対策の推進	防災課、土木港湾課、建築課	1(1) 液状化危険度の周知 1(2) 建築物における対策工法の普及																																					
第3節 宅地造成の規制誘導	都市計画課、建築課	1(1) 宅地危険箇所の防災パトロール 1(2) 宅地危険箇所の耐震化																																					
第4節 土砂災害の防止	防災課、土木港湾課、高齢介護課、福祉課、こども課、学校教育課、健康課	1(1) 土砂災害警戒区域等に関する措置 1(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 1(3) ハザードマップの作成及び周知 1(4) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成																																					
第5節 被災宅地危険度判定の体制整備	建築課	1(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録 1(2) 相互支援体制の整備																																					
区分	機関名	主な措置																																					
第1節 土地利用の適正誘導	都市計画課 建築課	1 市における措置																																					
第2節 液状化対策の推進	防災課危機管理課、土木港湾課、建築課	1(1) 液状化危険度の周知 1(2) 建築物における対策工法の普及																																					
第3節 宅地造成等の規制誘導	都市計画課、建築課	1(1) 宅地造成等工事の許可等 1(2) 宅地危険箇所の防災パトロール 1(3) 宅地危険箇所の耐震化																																					
第4節 土砂災害の防止	防災課危機管理課、土木港湾課、高齢介護課、福祉課、こども保育課、学校教育課、健康課	1(1) 土砂災害警戒区域等に関する措置 1(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 1(3) ハザードマップの作成及び周知 1(4) 要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための措置に関する計画の作成																																					
第5節 被災宅地危険度判定の体制整備	建築課	1(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録 1(2) 相互支援体制の整備																																					

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
	第3節 宅地造成（追記）の規制誘導	第3節 宅地造成等の規制誘導	
55	市における措置 <u>（追記）</u> <p>(1) 宅地危険箇所の防災パトロール (略) (2) 宅地危険箇所の耐震化 (略)</p>	市における措置 <u>(1) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等工事規制区域</u> <u>宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積（以下「宅地造成等」という。）に伴い災害の生ずるおそれが大きい土地の区域であって、宅地造成等に関する工事について規制を行う必要がある区域として、県が指定し、災害防止のため必要な規制を行う。市は規制対象となる行為について許可等必要な手続きを行う。</u> <u>(2) 宅地危険箇所の防災パトロール</u> (略) <u>(3) 宅地危険箇所の耐震化</u> (略)	令和7年5月9日に区域指定し、盛土規制法による規制を開始したことによる修正
	第4節 土砂災害の防止	第4節 土砂災害の防止	
57	1 市における措置 (2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 工（略） (7) 土砂災害に関する情報収集、伝達について <p>また、大雨警報（土砂災害）及び土砂災害警戒情報が発表された場合は、<u>（追記）</u>へきなん防災メール及び報道機関<u>（追記）</u>を通じて住民へ伝達する。</p>	1 市における措置 (2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備 工（略） (7) 土砂災害に関する情報収集、伝達について <p>また、大雨警報（土砂災害）及び土砂災害警戒情報が発表された場合は、碧南市LINE公式アカウント、へきなん防災メール及び報道機関等を通じて住民へ伝達する。</p>	表記の整理
	第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
	第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	
60	1 市及び防災関係機関における措置 (3) 公的機関の業務継続性の確保 イ⑥非常時優先業務の整理 <p>本庁舎が使用できなくなった場合における災害対策本部<u>（会議室4・5）</u>の代替設置場所として、庁舎内の使用可能会議室（議員大会議室や会議室3など）及び文化会館又は東部市民プラザを候補地とする。</p>	1 市及び防災関係機関における措置 (3) 公的機関の業務継続性の確保 イ⑥非常時優先業務の整理 <p>本庁舎が使用できなくなった場合における災害対策本部<u>（大会議室）</u>の代替設置場所として、庁舎内の使用可能会議室（議員大会議室や会議室3など）及び文化会館又は東部市民プラザを候補地とする。</p>	表記の整理

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
62	<p>2 市における措置</p> <p>(1) 防災情報等伝達機器等の整備・活用 ア 市は、防災情報等の迅速な伝達を図るため、以下の機器等を整備し、活用する。 (オ) <u>へきなん防災メール</u></p> <p>3 消防施設・設備の整備改善及び性能調査 <u>(追記)</u> 消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。</p> <p>(略)</p> <p>4 情報の収集・連絡体制の整備等 (略) (2) 通信手段の確保 (略) オ 防災行政無線局の通信系統 (略) <u>(追記)</u> (略)</p>	<p>2 市における措置</p> <p>(1) 防災情報等伝達機器等の整備・活用 ア 市は、防災情報等の迅速な伝達を図るため、以下の機器等を整備し、活用する。 (オ) <u>防災情報配信システム</u></p> <p>3 消防施設・設備の整備改善及び性能調査 <u>大規模地震や津波災害など多様な災害に対応できるよう、</u> 消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。 (略)</p> <p>4 情報の収集・連絡体制の整備等 (略) (2) 通信手段の確保 (略) オ 防災行政無線局の通信系統 (略) <u>カ 衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用</u> <u>市及び防災関係機関は、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</u> (略)</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
63	<p>4 情報の収集・連絡体制の整備等 (略) (2) 通信手段の確保 (略) オ 防災行政無線局の通信系統 (略) <u>(追記)</u> (略)</p>	<p>4 情報の収集・連絡体制の整備等 (略) (2) 通信手段の確保 (略) オ 防災行政無線局の通信系統 (略) <u>カ 衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用</u> <u>市及び防災関係機関は、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。</u> (略)</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
64	<p>(ア) 防災行政無線（移動系） 図中 <u>車載型移動局×10 (出力2W)</u> (イ) 防災行政無線（移動系）</p> <p>各移動局と双方向通話 車載型移動局×10 (出力2W) 携帯型移動局×51 (出力2W) 半固定型移動局×60 (出力2W) (出力1W)</p> <p>通信統制卓 市役所2階無線室 制御器 市民協働部防災課</p> <p>遠隔制御器 舗設端子 電源装置</p>	<p>(ア) 防災行政無線（移動系） <u>(削除)</u> (イ) 防災行政無線（移動系）</p> <p>各移動局と双方向通話 携帯型移動局×51 (出力2W) 半固定型移動局×60 (出力2W) (出力1W)</p> <p>通信統制卓 市役所2階無線室 制御器 市民生活部危機管理課</p> <p>遠隔制御器 舗設端子 電源装置</p>	<p>表記の整理 防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
65	<p>5 救助・救急に係る施設・設備等 人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>5 救助・救急に係る施設・設備等 人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。</p> <p><u>その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
66	<p>8 物資等の備蓄、調達供給体制の確保 (1) 市町村及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>8 物資等の備蓄、調達供給体制の確保 (1) 市町村及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、<u>新物資システム（B-PLo）</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。</p> <p><u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u></p>	<p>表記の整理 防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2026年2月修正）	備考																								
	<p>なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。</p> <p>また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</p>	<p>なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。</p> <p>また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。</p>																									
	第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策																									
75	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難所の指定・整備</td><td>防災課、庶務課、こども課、高齢介護課、福祉課、健康課、国保年金課、生涯学習課、スポーツ課、農業水産課 自主防災会</td><td> 1(1) 避難所等の整備 1(2) 指定避難所の指定 1(3) 避難所が備えるべき設備の整備 1(4) 避難所の破損等への備え 1(5) 避難所の運営体制の整備 1(6) 避難者の心身のケアに関する体制の確保 </td></tr> <tr> <td>第2節 要配慮者支援対策</td><td>高齢介護課、福祉課、こども課、健康課、地域協働課、建築課 社会福祉協議会、社会福祉施設等管理者</td><td> 1(1) 社会福祉施設等における対策 1(2) 在宅の要配慮者対策 1(3) 避難行動要支援者対策 1(4) 外国人等に対する対策 </td></tr> <tr> <td>第3節 帰宅困難者対策</td><td>防災課、商工課</td><td> 1 帰宅困難者対策 2 支援体制の構築 </td></tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 避難所の指定・整備	防災課、庶務課、こども課、高齢介護課、福祉課、健康課、国保年金課、生涯学習課、スポーツ課、農業水産課 自主防災会	1(1) 避難所等の整備 1(2) 指定避難所の指定 1(3) 避難所が備えるべき設備の整備 1(4) 避難所の破損等への備え 1(5) 避難所の運営体制の整備 1(6) 避難者の心身のケアに関する体制の確保	第2節 要配慮者支援対策	高齢介護課、福祉課、こども課、健康課、地域協働課、建築課 社会福祉協議会、社会福祉施設等管理者	1(1) 社会福祉施設等における対策 1(2) 在宅の要配慮者対策 1(3) 避難行動要支援者対策 1(4) 外国人等に対する対策	第3節 帰宅困難者対策	防災課、商工課	1 帰宅困難者対策 2 支援体制の構築	<p>主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 避難所の指定・整備</td><td>防災課危機管理課、庶務課、こども保育課、高齢介護課、福祉課、健康課、国保年金課、生涯学習課、スポーツ課、農業水産課 自主防災会</td><td> 1(1) 避難所等の整備 1(2) 指定避難所の指定 1(3) 指定福祉避難所の指定 1(4) 避難所が備えるべき設備の整備 1(5) 避難所の破損等への備え 1(6) 避難所の運営体制の整備 1(7) 避難者の心身のケアに関する体制の確保 1(8) 避難者等の情報把握 1(9) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援 </td></tr> <tr> <td>第2節 要配慮者支援対策</td><td>高齢介護課、福祉課、こども課、保育課、健康課、地域協働課、建築課 社会福祉協議会、社会福祉施設等管理者</td><td> 1(1) 社会福祉施設等における対策 1(2) 在宅の要配慮者対策 1(3) 避難行動要支援者対策 1(4) 外国人等に対する対策 </td></tr> <tr> <td>第3節 帰宅困難者対策</td><td>防災課危機管理課、商工課</td><td> 1 帰宅困難者対策 2 支援体制の構築 </td></tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 避難所の指定・整備	防災課危機管理課、庶務課、こども保育課、高齢介護課、福祉課、健康課、国保年金課、生涯学習課、スポーツ課、農業水産課 自主防災会	1(1) 避難所等の整備 1(2) 指定避難所の指定 1(3) 指定福祉避難所の指定 1(4) 避難所が備えるべき設備の整備 1(5) 避難所の破損等への備え 1(6) 避難所の運営体制の整備 1(7) 避難者の心身のケアに関する体制の確保 1(8) 避難者等の情報把握 1(9) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援	第2節 要配慮者支援対策	高齢介護課、福祉課、こども課、保育課、健康課、地域協働課、建築課 社会福祉協議会、社会福祉施設等管理者	1(1) 社会福祉施設等における対策 1(2) 在宅の要配慮者対策 1(3) 避難行動要支援者対策 1(4) 外国人等に対する対策	第3節 帰宅困難者対策	防災課危機管理課、商工課	1 帰宅困難者対策 2 支援体制の構築	防災基本計画修正を踏まえた修正
区分	機関名	主な措置																									
第1節 避難所の指定・整備	防災課、庶務課、こども課、高齢介護課、福祉課、健康課、国保年金課、生涯学習課、スポーツ課、農業水産課 自主防災会	1(1) 避難所等の整備 1(2) 指定避難所の指定 1(3) 避難所が備えるべき設備の整備 1(4) 避難所の破損等への備え 1(5) 避難所の運営体制の整備 1(6) 避難者の心身のケアに関する体制の確保																									
第2節 要配慮者支援対策	高齢介護課、福祉課、こども課、健康課、地域協働課、建築課 社会福祉協議会、社会福祉施設等管理者	1(1) 社会福祉施設等における対策 1(2) 在宅の要配慮者対策 1(3) 避難行動要支援者対策 1(4) 外国人等に対する対策																									
第3節 帰宅困難者対策	防災課、商工課	1 帰宅困難者対策 2 支援体制の構築																									
区分	機関名	主な措置																									
第1節 避難所の指定・整備	防災課危機管理課、庶務課、こども保育課、高齢介護課、福祉課、健康課、国保年金課、生涯学習課、スポーツ課、農業水産課 自主防災会	1(1) 避難所等の整備 1(2) 指定避難所の指定 1(3) 指定福祉避難所の指定 1(4) 避難所が備えるべき設備の整備 1(5) 避難所の破損等への備え 1(6) 避難所の運営体制の整備 1(7) 避難者の心身のケアに関する体制の確保 1(8) 避難者等の情報把握 1(9) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援																									
第2節 要配慮者支援対策	高齢介護課、福祉課、こども課、保育課、健康課、地域協働課、建築課 社会福祉協議会、社会福祉施設等管理者	1(1) 社会福祉施設等における対策 1(2) 在宅の要配慮者対策 1(3) 避難行動要支援者対策 1(4) 外国人等に対する対策																									
第3節 帰宅困難者対策	防災課危機管理課、商工課	1 帰宅困難者対策 2 支援体制の構築																									
	第1節 避難所の指定・整備等	第1節 避難所の指定・整備等																									
76	<p>市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>(略)</p> <p>ウ <u>避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。</u></p> <p><一人当たりの必要占有面積></p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1 m²/人</td><td>発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積</td></tr> <tr> <td>2 m²/人</td><td>緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積</td></tr> <tr> <td>3 m²/人</td><td>避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積</td></tr> </tbody> </table>	1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積	2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積	3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積	<p>市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>(略)</p> <p>ウ <u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保するものとする。</u></p>	「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正																		
1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積																										
2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積																										
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積																										

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
76	<p>※介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。</p> <p>＜新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積＞</p> <p>一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1~2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。</p> <p>エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、<u>（追記）</u>備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p><u>（3）ウより転記）</u></p> <p>（3）（追記）福祉避難所の整備</p> <p>ア 市は、<u>指定避難所内的一般避難スペース</u>では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、<u>（追記）</u>福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。（略）</p> <p>イ 市は、<u>福祉避難所</u>として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。（略）</p> <p><u>ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>エ 市は、（追記）福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ（追記）福祉避</u></p>	<p>エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、<u>避難所内の空間配置図やレイアウト図などの施設の利用計画を作成する</u>よう努める。また、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。</p> <p>（略）</p> <p><u>キ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u></p> <p>（3）指定福祉避難所の指定</p> <p>ア 市は、<u>指定一般避難所内</u>では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、<u>指定</u>福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。（略）</p> <p>イ 市は、<u>指定福祉避難所</u>として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</p> <p>（略）</p> <p><u>（2）キへ移行）</u></p> <p><u>ウ 市は、指定福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ指定</u>福祉避難所</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>表記の整理</p> <p>災害対策基本法施行規則を踏まえた修正</p> <p>表記の整理</p> <p>災害対策基本法施行規則を踏まえた修正</p>
77			

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
78	<p>難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p><u>オ</u> 市は、前述の公示を活用しつつ、<u>(追記)</u> 福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に<u>(追記)</u> 福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p>(4) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</p> <p>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、<u>(追記)</u> ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等</p> <p>(略)</p> <p>(6) 避難所の運営体制の整備</p> <p>(略)</p> <p><u>エ</u> 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。</p> <p>(略)</p> <p><u>カ</u> <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策について、<u>感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に</u>、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p>	<p>として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p><u>エ</u> 市は、前述の公示を活用しつつ、<u>指定</u>福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に<u>指定</u>福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p>(4) 避難所が備えるべき設備の整備</p> <p>避難所には、内閣府が作成した「避難<u>生活</u>における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、<u>給水タンク、貯水槽、防災井戸</u>、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション、<u>炊き出し設備、入浴設備</u>等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</p> <p>なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。</p> <p>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。</p> <p>ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、<u>衛星通信を活用したインターネット機器</u>、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等</p> <p>(略)</p> <p>(6) 避難所の運営体制の整備</p> <p>(略)</p> <p><u>エ</u> 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討し、<u>受入体制を住民へ周知徹底する</u>。</p> <p>(略)</p> <p><u>カ</u> <u>(削除)</u> 感染症対策について、<u>(削除)</u> 平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p>	<p>た修正</p> <p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」及び防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
79	<p>キ <u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>キ <u>（削除）</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p>(8) 避難者等の情報把握</p> <p><u>市は、保健師、福祉関係者、N P O等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している避難者等の状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>(9) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</p> <p><u>ア 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
第2節 要配慮者支援対策			
83	<p>1 市及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(略)</p> <p>(5) 災害ケースマネジメント</p> <p>市は、被災<u>地</u>支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p>	<p>1 市及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(略)</p> <p>(5) 災害ケースマネジメント</p> <p>市は、被災<u>者</u>支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
第3節 帰宅困難者対策			
	<p>1 帰宅困難者対策</p> <p>(略)</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>1 帰宅困難者対策</p> <p>(略)</p> <p>(4) 徒歩帰宅者支援の環境整備</p> <p><u>大規模災害時に徒歩で帰宅することとなった者の支援策として、県と</u></p>	<p>定義の明確化</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
		<u>民間事業者等との協定に基づく「徒歩帰宅支援ステーション」を設置し、帰宅途中における水道水やトイレ、災害情報の提供を行う。</u>	
	第8章 火災予防・危険性物質の防災対策	第8章 火災予防・危険性物質の防災対策	
	第2節 消防力の整備強化	第2節 消防力の整備強化	
85	<p>1 市及び消防署における措置 (略)</p> <p>(1) 消防力の整備強化 「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充強化及び消防団の活性化を推進し、団員の確保に努めるとともに、<u>広域消防体制の整備を図るものとする。</u></p>	<p>1 市及び消防署における措置 (略)</p> <p>(1) 消防力の整備強化 「消防力の整備指針」に適合する消防組織の拡充強化及び消防団の活性化を推進し、団員の確保に努めるとともに、<u>市の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努める。また、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による協定に基づく消防相互応援体制の整備に努めるものとする。</u></p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	第10章 広域応援・受援体制の整備	第10章 広域応援・受援体制の整備	
	第1節 広域応援・受援体制の整備	第1節 広域応援・受援体制の整備	
96	<p>4 受援体制の整備 市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため<u>の</u>受援体制の整備に努めるものとする。<u>特に、</u>府内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</p> <p><u>また、</u>県及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p>	<p>4 受援体制の整備 市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、<u>以下のような</u>受援体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>ア 受援担当者の選定、執務スペース等の確保</u> <u>(削除)</u>府内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、<u>(削除)</u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</p> <p><u>イ 宿泊場所等の確保</u> <u>応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ 訓練等の実施</u> <u>(削除)</u>市<u>(削除)</u>は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
	第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	
97	<p>1 県及び市における措置</p> <p>(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 (略)</p> <p>また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び市町村は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>1 県及び市における措置</p> <p>(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 (略)</p> <p>また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び市町村は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。</p> <p><u>さらに、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができるについて、周知及び普及を図るものとする。</u></p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	第4節 防災活動拠点の確保等	第4節 防災活動拠点の確保等	
98	<p>防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するもの<u>とし、災害時において緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行う。</u></p>	<p>防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するもの<u>とする。</u></p>	表記の整理
	第11章 防災訓練及び防災意識の向上	第11章 防災訓練及び防災意識の向上	
99	<p>■ 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>○ 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める<u>(追記)</u>。また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>○ 防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める<u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u>また、防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	第2節 防災のための意識啓発・広報	第2節 防災のための意識啓発・広報	
	1 市及び警察における措置	1 市及び警察における措置	

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
104	<p>(略)</p> <p>(7) 過去の災害教訓の伝承 市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。</p> <p>また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>（追記）</u>持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>(7) 過去の災害教訓の伝承 市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。</p> <p>また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p> <p>さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>自然災害伝承碑</u>が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	第3編 災害応急対策	第3編 災害応急対策	
	第1章 活動態勢（（組織の動員配備）	第1章 活動態勢（（組織の動員配備）	
	第1節 災害対策本部の設置・運営	第1節 災害対策本部の設置・運営	
110	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 市災害対策本部の設置</p> <p>イ 災害対策本部 (略)</p> <p>(イ) 第2次非常配備以上の場合、<u>会議室4・5</u>に設置する。 (略)</p> <p>(5) 本部長（市長）不在時における意思決定 (略)</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(1) 市災害対策本部の設置</p> <p>イ 災害対策本部 (略)</p> <p>(イ) 第2次非常配備以上の場合、<u>大会議室</u>に設置する。 (略)</p> <p>(5) 本部長（市長）不在時における意思決定 (略)</p>	表記の整理
114	<p>2 職員動員計画</p> <p>(3) 非常連絡及び動員 (略)</p> <p>(7) 勤務時間内の伝達方法、(イ)勤務時間外の伝達方法 図内 <u>※指令の伝達は、電話及びへきなん防災メールを使用する。</u></p>	<p>2 職員動員計画</p> <p>(3) 非常連絡及び動員 (略)</p> <p>(7) 勤務時間内の伝達方法、(イ)勤務時間外の伝達方法 図内 <u>※指令の伝達は、電話、碧南市LINE公式アカウント又はへきなん防災メールを使用する。</u></p>	
115	<p>(イ) 勤務時間外の伝達方法 図内 <u>※指令の伝達は、電話及びへきなん防災メールを使用する。</u></p>	<p>(イ) 勤務時間外の伝達方法 図内 <u>※指令の伝達は、電話、碧南市LINE公式アカウント又はへきなん防災メールを使用する。</u></p>	

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
	第3章 災害情報の収集・伝達・広報	第3章 災害情報の収集・伝達・広報	
	第3節 広報・広聴	第1節 被害状況等の収集・伝達	
133	<p>1 広報活動</p> <p>(2) 広報活動の実施方法</p> <p>イ 市民への広報</p> <p>(オ) ケーブルテレビ（株キャッチネットワーク）の利用</p> <p>(カ) コミュニティーFM（株エフエムキャッチ）の利用</p> <p>(キ) へきなん防災メールの利用</p> <p>(ク) 緊急速報メールの利用</p> <p>(ク) その他（印刷物、市内広報板、連絡委員等）</p>	<p>1 広報活動</p> <p>(2) 広報活動の実施方法</p> <p>イ 市民への広報</p> <p>(オ) ケーブルテレビ（株キャッチネットワーク）の利用</p> <p>(カ) コミュニティーFM（株エフエムキャッチ）の利用</p> <p>(キ) <u>碧南市LINE公式アカウントの利用</u></p> <p>(ク) へきなん防災メールの利用</p> <p>(ク) 緊急速報メールの利用</p> <p>(ク) <u>災害用電話サービスの利用</u></p> <p>(サ) その他（印刷物、市内広報板、連絡委員等）</p>	表記の整理
	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請	
	第6節 防災活動拠点	第5節 防災活動拠点	
143	<p>2 防災活動拠点の確保等</p> <p>（略）</p> <p>物資の輸送拠点について、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p> <p><u>（追記）</u></p>	<p>2 防災活動拠点の確保等</p> <p>（略）</p> <p>物資の輸送拠点について、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>新物資システム（B-PLo）</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手續を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p> <p><u>また、物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2026年2月修正）	備考																																																																																																																				
	第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策																																																																																																																					
159	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、<u>(追記)</u> 医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科医病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に務めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">県</td> <td>○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○DMA T 及び医療救護班への派遣要請</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○医薬品等の確保</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○広域医療搬送実施のためのSCUの設置</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○地域医療搬送実施のためのSCUの設置</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○県域を越えた協力体制の確立</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○D P A T の派遣及び派遣要請</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○J D A T の派遣要請</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td><u>(追記)</u></td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○保健活動及び心のケア</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○防疫組織の編成</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○防疫活動</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○D H E A T の派遣及び派遣要請</td> <td colspan="3">→</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	県	○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集	→			○DMA T 及び医療救護班への派遣要請	→			○医薬品等の確保	→			○広域医療搬送実施のためのSCUの設置	→			○地域医療搬送実施のためのSCUの設置	→			○県域を越えた協力体制の確立	→			○D P A T の派遣及び派遣要請	→			○J D A T の派遣要請	→			<u>(追記)</u>	→			○保健活動及び心のケア	→			○防疫組織の編成	→			○防疫活動	→			○D H E A T の派遣及び派遣要請	→			<p>■ 基本方針</p> <p>○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、<u>災害看護コーディネーター</u>、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科医病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に務めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> <th>3日</th> <th>1週間</th> <th>復旧対応期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">県</td> <td>○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○DMA T 及び医療救護班への派遣要請</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○医薬品等の確保</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○広域医療搬送実施のためのSCUの設置</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○地域医療搬送実施のためのSCUの設置</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○県域を越えた協力体制の確立</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○D P A T の派遣及び派遣要請</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○J D A T の派遣要請</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td><u>○災害支援ナースの派遣調整・要請</u></td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○保健活動及び心のケア</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○防疫組織の編成</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○防疫活動</td> <td colspan="3">→</td> </tr> <tr> <td>○D H E A T の派遣及び派遣要請</td> <td colspan="3">→</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期	県	○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集	→			○DMA T 及び医療救護班への派遣要請	→			○医薬品等の確保	→			○広域医療搬送実施のためのSCUの設置	→			○地域医療搬送実施のためのSCUの設置	→			○県域を越えた協力体制の確立	→			○D P A T の派遣及び派遣要請	→			○J D A T の派遣要請	→			<u>○災害支援ナースの派遣調整・要請</u>	→			○保健活動及び心のケア	→			○防疫組織の編成	→			○防疫活動	→			○D H E A T の派遣及び派遣要請	→			医療法の改正に伴う修正 医療法の改正に伴う修正
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																																																																																			
県	○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集	→																																																																																																																					
	○DMA T 及び医療救護班への派遣要請	→																																																																																																																					
	○医薬品等の確保	→																																																																																																																					
	○広域医療搬送実施のためのSCUの設置	→																																																																																																																					
	○地域医療搬送実施のためのSCUの設置	→																																																																																																																					
	○県域を越えた協力体制の確立	→																																																																																																																					
	○D P A T の派遣及び派遣要請	→																																																																																																																					
	○J D A T の派遣要請	→																																																																																																																					
	<u>(追記)</u>	→																																																																																																																					
	○保健活動及び心のケア	→																																																																																																																					
○防疫組織の編成	→																																																																																																																						
○防疫活動	→																																																																																																																						
○D H E A T の派遣及び派遣要請	→																																																																																																																						
機関名	発災	3日	1週間	復旧対応期																																																																																																																			
県	○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集	→																																																																																																																					
	○DMA T 及び医療救護班への派遣要請	→																																																																																																																					
	○医薬品等の確保	→																																																																																																																					
	○広域医療搬送実施のためのSCUの設置	→																																																																																																																					
	○地域医療搬送実施のためのSCUの設置	→																																																																																																																					
	○県域を越えた協力体制の確立	→																																																																																																																					
	○D P A T の派遣及び派遣要請	→																																																																																																																					
	○J D A T の派遣要請	→																																																																																																																					
	<u>○災害支援ナースの派遣調整・要請</u>	→																																																																																																																					
	○保健活動及び心のケア	→																																																																																																																					
○防疫組織の編成	→																																																																																																																						
○防疫活動	→																																																																																																																						
○D H E A T の派遣及び派遣要請	→																																																																																																																						
164	<p>第2節 防疫・保健衛生</p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防疫活動</p> <p>(略)</p> <p>ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、<u>(追記)</u> 被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。</p>	<p>第2節 防疫・保健衛生</p> <p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(2) 防疫活動</p> <p>(略)</p> <p>ウ 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、<u>内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」</u>を踏まえ、<u>簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。また、被災地の衛生状態の保持のため、清</u></p>	防災基本計画修正を踏まえた修正																																																																																																																				

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
166	<p>(略)</p> <p>(10) 応援協力関係</p> <p>(略)</p> <p>キ 歯科支援が必要な場合、市歯科医師会に派遣要請するとともに、必要であれば、県にJ DAT（日本災害歯科支援チーム）の派遣<u>（追加）</u>要請<small>を行う</small>ものとする。</p>	<p>掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(10) 応援協力関係</p> <p>(略)</p> <p>キ 歯科支援が必要な場合、市歯科医師会に派遣要請するとともに、必要であれば、県にJ DAT（日本災害歯科支援チーム）の派遣<small>を要請する</small>ものとする。</p>	
	第8章 交通の確保・緊急輸送対策	第8章 交通の確保・緊急輸送対策	
	第2節 道路施設対策	第2節 道路施設対策	
174	<p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p>(5) 応急復旧対策の実施 「本編第14章第1節道路施設対策」に定めるとおり実施する。</p> <p>(6) 関係機関との協力体制</p> <p>(略)</p> <p>2 中部地方整備局における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有</p> <p>(略)</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>イ ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努めるものとする。</p> <p>ウ 被害状況等の把握、応急復旧や二次災害の発生、拡大の防止対策を図るために必要な災害対策車、照明車等を災害箇所に移動させ、災害状況の把握及び連絡系統の確保に努めるものとする。</p>	<p>1 市における措置</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(5) 関係機関との協力体制</p> <p>(略)</p> <p>2 中部地方整備局における措置</p> <p>(略)</p> <p>(1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有</p> <p>(略)</p> <p>イ <u>道路管理用カメラ等の活用及び官民のプローブ情報の活用等により早急に被害状況を把握するとともに、経路情報等の収集を行うITSスポットや可搬型路側機等の増強を進め、道路における通行止めや通行状況を適切に把握する。</u></p> <p>ウ <u>ヘリコプター等の活用により、迅速かつ広域的な被害状況等の把握に努めるものとする。</u></p>	市計画の整理
175	<p><u>エ</u> 道路情報システム、くしの歯防災システム等の活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による活動支援</p>	<p><u>エ</u> 道路情報システム、くしの歯防災システム等の活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による活動支援</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
	<p>必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、<u>(追記)</u>被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関する被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施する。</p>	<p>必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、<u>ヘリ、無人航空機等を活用した</u>被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関する被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施する。</p>	
	第5節 緊急輸送手段の確保	第5節 緊急輸送手段の確保	
180	<p>1 市における措置</p> <p>市は、あらかじめ定める大地震時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両等の調達先及び予定数を明確にし、人員・物資等の輸送手段を確保する。<u>(追記)</u></p> <p>(1) 緊急輸送の方針</p> <p><u>市役所を中心基地、文化会館を予備中心基地とし、行政区を単位として各小中学校をそれぞれの主要基地（集積地点）とし、中心基地に集積された人員、物資等を各地区の主要基地へ必要最小限の範囲で緊急輸送するものとする。</u></p> <p><u>市は発災後における応急対策に必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、市が保有する車両等を動員するとともに、輸送関係業者等の保有車両を調達し、緊急輸送体制を確保するため、相互の協力体制を十分整備することとし、必要に応じて連絡調整を行うものとする。</u></p> <p><u>緊急輸送基地（集積地点）等</u></p> <p><u>図表</u></p> <p><u>※ 発災の程度により予備中心基地を設定すること。</u></p> <p>(2) 緊急輸送車両等の確保等</p> <p><u>市及び運送関係業者等の保有する車両を中心基地に集結し、各地区に必要な物資、人員を緊急輸送するものとし、地区ごとに最低3台（資機材輸送用トラック2台、人員輸送用トラック1台）の6地区計18台を確保する。なお、予備車両として市の保有する車両を本部基地に配備する。</u></p> <p>(3) 緊急輸送車両確保要領</p> <p><u>(略)</u></p> <p>◆資料編（資料6-1）市車両保有状況</p>	<p>1 市における措置</p> <p>市は、あらかじめ定める大地震時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両等の調達先及び予定数を明確にし、人員・物資等の輸送手段を確保する。<u>車両は本部において集中管理とし、要請により配車計画を行う。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(1) 緊急輸送車両確保要領</p> <p><u>(略)</u></p> <p>◆資料編（資料6-1）市車両保有状況</p>	

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
181	<p>◆資料編（資料12-26）災害発生時における物資等の緊急輸送に関する協定書 (市対愛知県トラック協会西三河支部碧南部会) <u>(追記)</u> <u>(追記)</u></p> <p>(略)</p> <p>(4) 市災害対策本部における配車の要請 (略)</p> <p>(5) 自衛隊等への輸送要請 (略)</p> <p>(6) 従事命令による輸送力の確保 (略)</p> <p>(7) 人力等による輸送 (略)</p>	<p>◆資料編（資料12-26）災害発生時における物資等の緊急輸送に関する協定書 (市対愛知県トラック協会西三河支部碧南部会)</p> <p>◆資料編（資料12-75）災害時等における車両の移動等に関する協定書 (市対エーツス協同組合)</p> <p>◆資料編（資料12-80）災害時における自動車等の提供に関する協定書 (市対NTPホールディングス株式会社)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市災害対策本部における配車の要請 (略)</p> <p>(3) 自衛隊等への輸送要請 (略)</p> <p>(4) 従事命令による輸送力の確保 (略)</p> <p>(5) 人力等による輸送 (略)</p>	
	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第1節 避難所の開設・運営	第1節 避難所の開設・運営	
188	<p>1 市における措置 (略)</p> <p>(4) 避難所の運営 (略)</p> <p>エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。<u>(追記)</u></p>	<p>1 市における措置 (略)</p> <p>(4) 避難所の運営 (略)</p> <p>エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮 避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。<u>そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じること。</u></p>	防災基本計画修正を踏まえた修正
189	<p>(略)</p> <p>ク 物資の配給等避難者への生活支援</p>	<p>(略)</p> <p>ク 物資の配給等避難者への生活支援</p>	「避難生活における良好な生活環

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
	<p>給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあっては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。</p> <p>ヶ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応</p> <p>避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者<u>に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>ニ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営</p> <p>(略)</p> <p>サ ペットの取扱</p> <p>必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録す</p>	<p>給食、給水、その他当面必要とされる物質の配給等、避難者への生活支援にあっては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。</p> <p><u>また、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮すること。</u></p> <p>なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。</p> <p>ヶ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応</p> <p>避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者<u>等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、内閣府が作成した「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を踏まえ、避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>コ 在宅避難者等の支援拠点</u></p> <p><u>市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u></p> <p><u>サ 車中泊避難を行うためのスペース</u></p> <p><u>市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>シ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営</u></p> <p>(略)</p> <p><u>ス ペットの取扱</u></p> <p>必要に応じて、ペットの飼養場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録す</p>	<p>境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正</p> <p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正</p> <p>「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正及び環境省ガイドラインを</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
190	<p>るとともに、<u>飼育</u>場所や<u>飼育</u>ルールを<u>飼育者</u>及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、<u>(追記)</u>獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p><u>シ</u> 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 (略)</p> <p><u>ス</u> 感染症対策 (略)</p>	<p>るとともに、<u>飼養</u>場所や<u>飼養</u>ルールを<u>飼い主</u>及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、<u>飼い主等からのペットの一時預かり要望への対応等について</u>、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p><u>セ 避難の長期化に伴う対応</u></p> <p><u>避難の長期化等必要に応じて、以下の項目等の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(ア) プライバシーの確保状況</u></p> <p><u>(イ) 入浴施設設置の有無及び利用頻度</u></p> <p><u>(ウ) 洗濯等の頻度</u></p> <p><u>(エ) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度</u></p> <p><u>(オ) 暑さ・寒さ対策の必要性</u></p> <p><u>(カ) 食料の確保、配食等の状況</u></p> <p><u>(キ) し尿及びごみの処理状況</u></p> <p><u>(ク) 避難者の健康状態</u></p> <p><u>(ケ) 指定避難所の衛生状態</u></p> <p><u>ソ</u> 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請 (略)</p> <p><u>タ</u> 感染症対策 (略)</p>	<p>踏まえた修正</p> <p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>
193	<p>第 11 章 水・食品・生活必需品等の供給</p> <p>■ 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、<u>(追記)</u>夏季には<u>扇風機等</u>、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する<u>ものとする。</u></p>	<p>第 11 章 水・食品・生活必需品等の供給</p> <p>■ 基本方針</p> <p>(略)</p> <p>○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、<u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材はじめ</u>、夏季には<u>冷房器具</u>、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する<u>とともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</u></p>	<p>防災基本計画修正を踏まえた修正</p>

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
	第14章 ライフライン施設の応急復旧	第14章 ライフライン施設の応急復旧	
	第8節 ライフライン施設の応急復旧	第8節 ライフライン施設の応急復旧	
216	市及びライフライン事業者等における措置 <u>(追記)</u> (略) (2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開 合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。 <u>(追記)</u>	市及びライフライン事業者等における措置 <u>及び海路・空路の活用</u> (略) (2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開 合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。 <u>また、陸路だけでなく、海路・空路の活用に向けて関係機関と調整を図るものとする。</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正
217	第15章 住宅対策	第15章 住宅対策	
218	■ 基本方針 (略) ○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理 <u>(追記)</u> 、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。	■ 基本方針 (略) ○ 家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理 <u>(ブルーシートの展張等を含む)</u> 、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。	防災基本計画修正を踏まえた修正
	第5節 住宅の応急修理	第5節 住宅の応急修理	
223	1 県（建築局）及び救助実施市における措置 (略) (1) 応急修理の実施 ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 <u>(追記)</u>	1 県（建築局）及び救助実施市における措置 (略) (1) 応急修理の実施 ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 <u>(ブルーシートの展張等)</u>	防災基本計画修正を踏まえた修正
	第4編 災害復旧・復興	第4編 災害復旧・復興	
	第2章 公共施設等災害復旧対策	第2章 公共施設等災害復旧対策	
	第1節 公共施設災害復旧事業	第1節 公共施設災害復旧事業	
233	1 各施設管理者における措置 各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急性の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。 <u>(追記)</u> (略) 3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	1 各施設管理者における措置 各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急性の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。 <u>その際、道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u> (略) 3 灾害復旧事業に伴う財政援助及び助成	防災基本計画修正を踏まえた修正

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
234	<p>(略)</p> <p>(2) 要綱等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p><u>ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の1/2を国庫補助する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(2) 要綱等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法改正に伴う修正
	第3章 災害廃棄物（追記）処理対策	第3章 災害廃棄物等処理対策	
237	<p>■ 基本方針</p> <p>市町村及び県は、被災状況に即した災害廃棄物（追記）の処理を迅速に実施する。</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <p>区分</p> <p>災害廃棄物（追記）処理対策</p> <p>(略)</p> <p>災害廃棄物（追記）処理対策</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>市町村及び県は、被災状況に即した災害廃棄物等の処理を迅速に実施する。</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <p>区分</p> <p>災害廃棄物等処理対策</p> <p>(略)</p> <p>災害廃棄物等処理対策</p>	表記の整理 表記の整理
	第1節 災害廃棄物（追記）処理対策	第1節 災害廃棄物等処理対策	
237	<p>(1) 災害廃棄物（追記）処理実行計画の策定の推進</p> <p>市及び衣浦衛生組合は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物（追記）の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物（追記）処理実行計画を策定する。</p> <p>(2) 災害廃棄物（追記）の迅速かつ適正な処理</p> <p>ア 市は、災害廃棄物（追記）の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、衣浦衛生組合並びに県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物（追記）の計画的な収集・運搬・処分を行う。</p> <p>イ 災害廃棄物（追記）処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。</p>	<p>(1) 災害廃棄物等処理実行計画の策定の推進</p> <p>市及び衣浦衛生組合は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物等の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物等処理実行計画を策定する。</p> <p>(2) 災害廃棄物等の迅速かつ適正な処理</p> <p>ア 市は、災害廃棄物等の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、衣浦衛生組合並びに県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物等の計画的な収集・運搬・処分を行う。</p> <p>イ 災害廃棄物等処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。</p>	防災基本計画修正を踏まえた修正 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法改正に伴う修正

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2026年2月修正）	備考																														
	第5章 被災者等の生活再建等の支援	第5章 被災者等の生活再建等の支援																															
243	<p>主要な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>機関名</th><th>主要な措置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 署名証明書の交付</td><td>(市) 巡視・調査班(税務課)</td><td>1 署名証明書の交付</td></tr> <tr> <td>第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施</td><td>(市) 巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、住宅建築班(建築課)、市民班(会計課)、調達班(資産活用課、行政課)</td><td>1(1) 被災者台帳の作成 1(2) 災害ケースマネジメントの実施</td></tr> <tr> <td>第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等</td><td>(市) 福祉班(福祉課)、市民班(会計課)、調達班(資産活用課、行政課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、供給班(商工課)、住宅建築班(建築課)、日本赤十字社、愛知県支部、被災者生活再建支援法人(公益財団法人都道府県センター)、報道機関等、県社会福祉協議会</td><td>1(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 1(2) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく措置 1(3) 市税等の減免等 1(4) 義援金品の受付・配分 2 日本赤十字社愛知県支部における措置 3 被災者生活再建支援金法人における措置 4 報道機関、各種団体等における措置 5 県社会福祉協議会における措置</td></tr> <tr> <td>第4節 金融対策</td><td>東海財務局、日本銀行名古屋支店 (市) 市民班(会計課)</td><td>1(1) 通貨の円滑な供給の確保 1(2) 金融機関等に対する要請 1(3) 損傷銀行券等の引換 1(4) 相談窓口の設置 1(5) 国庫事務の運営 2 暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等の防止</td></tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主要な措置	第1節 署名証明書の交付	(市) 巡視・調査班(税務課)	1 署名証明書の交付	第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	(市) 巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、住宅建築班(建築課)、市民班(会計課)、調達班(資産活用課、行政課)	1(1) 被災者台帳の作成 1(2) 災害ケースマネジメントの実施	第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	(市) 福祉班(福祉課)、市民班(会計課)、調達班(資産活用課、行政課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、供給班(商工課)、住宅建築班(建築課)、日本赤十字社、愛知県支部、被災者生活再建支援法人(公益財団法人都道府県センター)、報道機関等、県社会福祉協議会	1(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 1(2) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく措置 1(3) 市税等の減免等 1(4) 義援金品の受付・配分 2 日本赤十字社愛知県支部における措置 3 被災者生活再建支援金法人における措置 4 報道機関、各種団体等における措置 5 県社会福祉協議会における措置	第4節 金融対策	東海財務局、日本銀行名古屋支店 (市) 市民班(会計課)	1(1) 通貨の円滑な供給の確保 1(2) 金融機関等に対する要請 1(3) 損傷銀行券等の引換 1(4) 相談窓口の設置 1(5) 国庫事務の運営 2 暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等の防止	<p>主要な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>機関名</th><th>主要な措置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 署名証明書の交付</td><td>(市) 巡視・調査班(税務課)</td><td>1 署名証明書の交付</td></tr> <tr> <td>第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施</td><td>(市) 巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、保育課、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、住宅建築班(建築課)、市民班(会計課)、調達班(財政課、行政課)</td><td>1(1) 被災者台帳の作成 1(2) 災害ケースマネジメントの実施</td></tr> <tr> <td>第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等</td><td>(市) 福祉班(福祉課)、市民班(会計課)、調達班(財政課、行政課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、こども班(保育課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、供給班(商工課)、住宅建築班(建築課)、日本赤十字社、愛知県支部、被災者生活再建支援法人(公益財団法人都道府県センター)、報道機関等、県社会福祉協議会、中部管区行政評価局</td><td>1(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 1(2) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく措置 1(3) 市税等の減免等 1(4) 義援金品の受付・配分 2 日本赤十字社愛知県支部における措置 3 被災者生活再建支援金法人における措置 4 報道機関、各種団体等における措置 5 県社会福祉協議会における措置 6 特別行政相談活動の実施</td></tr> <tr> <td>第4節 金融対策</td><td>東海財務局、日本銀行名古屋支店 (市) 市民班(会計課)</td><td>1(1) 通貨の円滑な供給の確保 1(2) 金融機関等に対する要請 1(3) 損傷銀行券等の引換 1(4) 相談窓口の設置 1(5) 国庫事務の運営 2 暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等の防止</td></tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主要な措置	第1節 署名証明書の交付	(市) 巡視・調査班(税務課)	1 署名証明書の交付	第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	(市) 巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、 保育課 、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、住宅建築班(建築課)、市民班(会計課)、調達班(財政課、行政課)	1(1) 被災者台帳の作成 1(2) 災害ケースマネジメントの実施	第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	(市) 福祉班(福祉課)、市民班(会計課)、調達班(財政課、行政課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、こども班(保育課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、供給班(商工課)、住宅建築班(建築課)、日本赤十字社、愛知県支部、被災者生活再建支援法人(公益財団法人都道府県センター)、報道機関等、県社会福祉協議会、 中部管区行政評価局	1(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 1(2) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく措置 1(3) 市税等の減免等 1(4) 義援金品の受付・配分 2 日本赤十字社愛知県支部における措置 3 被災者生活再建支援金法人における措置 4 報道機関、各種団体等における措置 5 県社会福祉協議会における措置 6 特別行政相談活動の実施	第4節 金融対策	東海財務局、日本銀行名古屋支店 (市) 市民班(会計課)	1(1) 通貨の円滑な供給の確保 1(2) 金融機関等に対する要請 1(3) 損傷銀行券等の引換 1(4) 相談窓口の設置 1(5) 国庫事務の運営 2 暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等の防止	防災基本計画修正を踏まえた修正
区分	機関名	主要な措置																															
第1節 署名証明書の交付	(市) 巡視・調査班(税務課)	1 署名証明書の交付																															
第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	(市) 巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、住宅建築班(建築課)、市民班(会計課)、調達班(資産活用課、行政課)	1(1) 被災者台帳の作成 1(2) 災害ケースマネジメントの実施																															
第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	(市) 福祉班(福祉課)、市民班(会計課)、調達班(資産活用課、行政課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、こども班(こども課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、供給班(商工課)、住宅建築班(建築課)、日本赤十字社、愛知県支部、被災者生活再建支援法人(公益財団法人都道府県センター)、報道機関等、県社会福祉協議会	1(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 1(2) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく措置 1(3) 市税等の減免等 1(4) 義援金品の受付・配分 2 日本赤十字社愛知県支部における措置 3 被災者生活再建支援金法人における措置 4 報道機関、各種団体等における措置 5 県社会福祉協議会における措置																															
第4節 金融対策	東海財務局、日本銀行名古屋支店 (市) 市民班(会計課)	1(1) 通貨の円滑な供給の確保 1(2) 金融機関等に対する要請 1(3) 損傷銀行券等の引換 1(4) 相談窓口の設置 1(5) 国庫事務の運営 2 暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等の防止																															
区分	機関名	主要な措置																															
第1節 署名証明書の交付	(市) 巡視・調査班(税務課)	1 署名証明書の交付																															
第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	(市) 巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、福祉班(福祉課)、こども班(こども課)、 保育課 、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、住宅建築班(建築課)、市民班(会計課)、調達班(財政課、行政課)	1(1) 被災者台帳の作成 1(2) 災害ケースマネジメントの実施																															
第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	(市) 福祉班(福祉課)、市民班(会計課)、調達班(財政課、行政課)、巡視・調査班(税務課)、避難所班(国保年金課)、要配慮者支援班(高齢介護課)、こども班(保育課)、学校教育班(学校教育課)、水道班(水道課)、下水道班(下水道課)、供給班(商工課)、住宅建築班(建築課)、日本赤十字社、愛知県支部、被災者生活再建支援法人(公益財団法人都道府県センター)、報道機関等、県社会福祉協議会、 中部管区行政評価局	1(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付 1(2) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく措置 1(3) 市税等の減免等 1(4) 義援金品の受付・配分 2 日本赤十字社愛知県支部における措置 3 被災者生活再建支援金法人における措置 4 報道機関、各種団体等における措置 5 県社会福祉協議会における措置 6 特別行政相談活動の実施																															
第4節 金融対策	東海財務局、日本銀行名古屋支店 (市) 市民班(会計課)	1(1) 通貨の円滑な供給の確保 1(2) 金融機関等に対する要請 1(3) 損傷銀行券等の引換 1(4) 相談窓口の設置 1(5) 国庫事務の運営 2 暴力団等による事業再建名下の融資金詐欺等の防止																															
246	<p>第3節 被災者への資金等の支給、税の減免等</p> <p>(略) 5 県社会福祉協議会における措置 (略) <u>(追記)</u></p>	<p>第3節 被災者への資金等の支給、税の減免等</p> <p>(略) 5 県社会福祉協議会における措置 (略) 6 中部管区行政評価局の措置 <u>被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。</u></p>	防災基本計画修正を踏まえた修正																														

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
	第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	
254	<p>1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応 (略) (追加)</p> <p>2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応 (略)</p> <p>3 住民への周知・呼びかけ (略)</p> <p>また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備え<u>を再確認する</u>等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 避難対策等</p> <p>(1) 地域住民等の避難行動等 (略)</p> <p>日頃からの地震への備え<u>を再確認する</u>等防災対応をとる旨を呼びかける。</p>	<p>1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応 (略)</p> <p>2 学校等における措置 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の場合には、教育活動を継続する。</p> <p>2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応 (略)</p> <p>3 住民への周知・呼びかけ (略)</p> <p>また、国からの指示に基づき地域住民等に対して避難の継続（事前避難）等のあらかじめ定められた措置、及び家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備え<u>の再確認、及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え</u>等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4 避難対策等</p> <p>(1) 地域住民等の避難行動等 (略)</p> <p>日頃からの地震への備え<u>の再確認、及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え</u>等の防災対応をとる旨を呼びかける。</p>	表記の整理
255	(略)	(略)	表記の整理
258	(略) (追加)	(略)	表記の整理
259	<p>3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応 (略)</p> <p>3 住民への周知・呼びかけ</p> <p>日頃からの地震への備え<u>を再確認する</u>等防災対応をとる旨を呼びかける。</p>	<p>「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」の場合には、すべての教育活動を中断し、速やかに帰宅させる準備をし、小学校は保護者引き渡しを実施する。臨時休業の目安は、発表から原則1週間とする。</p> <p>3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応 (略)</p> <p>3 住民への周知・呼びかけ</p> <p>日頃からの地震への備え<u>の再確認、及び、すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯などの特別な備え</u>等防災対応をとる旨を呼びかける。</p>	

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
259	<p>(追加)</p> <p>(略)</p> <p>別紙 東海地震に関する事前対策</p> <p>第2章 地震災害警戒本部の設置等</p> <p>第2節 警戒宣言発令時等の情報伝達</p>	<p>4 学校等における措置</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の場合には、教育活動を継続する。ただし、校外の活動については、原則、延期したり、中止したりする。</p> <p>(略)</p> <p>別紙 東海地震に関する事前対策</p> <p>第2章 地震災害警戒本部の設置等</p> <p>第3節 警戒宣言発令時等の情報伝達</p>	
6	<p>図内</p> <p>(1) 東海地震注意情報時の内部伝達</p> <p>ア 勤務時間内 県 → 防災課 → 全職員 防災行政無線 庁内放送・電話・防災メール</p> <p>イ 勤務時間外 県 → 警備員 → 防災課 → 全職員 防災行政無線 電話 電話・防災メール</p> <p>(2) 警戒宣言発令時の内部伝達</p> <p>ア 勤務時間内 県 → 防災課 → 全職員 防災行政無線 庁内放送・電話・防災メール</p> <p>イ 勤務時間外 県 → 警備員 → 防災課 → 全職員 防災行政無線 電話 電話・防災メール</p>	<p>図内</p> <p>(1) 東海地震注意情報時の内部伝達</p> <p>ア 勤務時間内 県 → 危機管理課 → 全職員 防災行政無線 庁内放送・電話・防災メール等</p> <p>イ 勤務時間外 県 → 警備員 → 危機管理課 → 全職員 防災行政無線 電話 危機管理課 電話・防災メール等</p> <p>(2) 警戒宣言発令時の内部伝達</p> <p>ア 勤務時間内 県 → 危機管理課 → 全職員 防災行政無線 庁内放送・電話・防災メール等</p> <p>イ 勤務時間外 県 → 警備員 → 危機管理課 → 全職員 防災行政無線 電話 危機管理課 電話・防災メール等</p>	
	第3節 警戒宣言発令時等の広報	第3節 警戒宣言発令時等の広報	
7	<p>3 広報手段等</p> <p>広報は、テレビ、ラジオ等報道機関の協力を得て行うほか、地震防災信号、広報車、同報無線、<u>インターネット</u>、へきなん防災メール、緊急速報メール又は連絡委員等を通じる次の伝達系統により行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>3 広報手段等</p> <p>広報は、テレビ、ラジオ等報道機関の協力を得て行うほか、地震防災信号、広報車、同報無線、<u>ホームページ</u>、碧南市LINE公式アカウント、へきなん防災メール、緊急速報メール又は連絡委員等を通じる次の伝達系統により行うものとする。</p> <p>(略)</p>	

碧南市地域防災計画（地震・津波災害対策計画）新旧対照表

頁	現行（2025年2月修正）	修正（2026年2月修正）	備考
7	図内 <p>愛知県警本部 ↓ 碧南市警本部 地震防災信号（サイレン） 広報車、同報無線、インターネット、 防災メール、緊急連絡メール、 連絡委員、その他 → 住民 公共の団体 地震防災上重要な施設の管理者等</p>	図内 <p>愛知県警本部 ↓ 碧南市警本部 地震防災信号（サイレン） 広報車、同報無線、ホームページ、 碧南市LINE公式アカウント、 防災メール、緊急連絡メール、 連絡委員、その他 → 住民 公共の団体 地震防災上重要な施設の管理者等</p>	
	第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等	第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等	
8	図内 <ul style="list-style-type: none"> ・にじの学園：福祉課→こども課 ・幼稚園・保育園：こども課→保育課 	図内 <ul style="list-style-type: none"> ・にじの学園：福祉課→こども課 ・幼稚園・保育園：こども課→保育課 	
	第4章 発災に備えた直前対策	第4章 発災に備えた直前対策	
	第4節 道路交通対策	第4節 道路交通対策	
23	<p>1 県公安委員会における措置 (略)</p> <p>(6) 緊急輸送車両の確認 (略)</p> <p>イ 緊急輸送車両の確認<u>届出</u> 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申出書」を県又は県公安委員会<u>(追記)</u>の事務担当部局等に提出するものとする。</p>	<p>1 県公安委員会における措置 (略)</p> <p>(6) 緊急輸送車両の確認 (略)</p> <p>イ 緊急輸送車両の確認<u>申出</u> 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急輸送車両確認申出書」を県又は県公安委員会<u>(県警察)</u>の事務担当部局等に提出するものとする。</p>	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法改正に伴う修正
	第15節 緊急輸送	第15節 緊急輸送	
34	<p>(略)</p> <p>7 緊急輸送車両の事前届出及び確認 (1) 緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあっては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会<u>(県警察本部)</u>へ緊急輸送車両の確認<u>届出</u>を行うこととする。</p>	<p>(略)</p> <p>7 緊急輸送車両の（削除）確認 (1) 緊急輸送を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあっては、緊急輸送車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会が別に定めるところにより、県公安委員会<u>(県警察)</u>へ緊急輸送車両の確認<u>申出</u>を行うこととする。</p>	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法改正に伴う修正